

# 鹿児島市

## 子ども・子育て支援事業計画素案

### <概要版>

素案の主な内容を示したものです。  
(詳細は素案をご覧ください)

鹿児島市ホームページ

[http://www.city.kagoshima.lg.jp/1010/shimin/2kenko\\_hukushi/2-7kosodate\\_kodomo/47513.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/1010/shimin/2kenko_hukushi/2-7kosodate_kodomo/47513.html)

※郵送をご希望される方は、下記までご連絡願います。

鹿児島市役所 子育て支援推進課 099-216-1259

# I 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女がともに子どもを生き育てることに夢を持てる環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 16 年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」(第一期)を、平成 22 年度に後期計画(第二期)を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、また、平成 26 年 4 月には、次世代育成支援対策推進法の 10 年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

なお、効果的効率的な施策推進の観点から、地域福祉、障害者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

## 2 計画の対象・期間

### (1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。  
(子ども・子育て支援法第6条第1項に掲げる子ども)

### (2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

### (3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

### (4) 計画期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画とします。

## Ⅱ 計画の基本的考え方

---

### 1 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) 社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- (2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり

### 2 基本的視点

この計画は、次の7項目を基本的視点として策定します。

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する。

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

- (2) 子どもの育ちを支援する。

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

(3) 利用者の立場に立つ。

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことなど、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

(4) 社会全体で子育て支援を行う。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提のもと、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す。

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

(6) 地域における社会資源を効果的に活用する。

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、母親クラブ、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

(7) サービスの質を向上させる。

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

### Ⅲ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

国及び県等と連携し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

#### 1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられていることから、次のとおり「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を定めます。

■ 教育・保育施設	14 区域
■ 地域子ども・子育て支援事業	
<input type="checkbox"/> 特別保育事業（延長保育促進事業）	14 区域
<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業	小学校区域
<input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 新生児・妊産婦訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 育児支援家庭訪問事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点センター事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業	市内全域
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査・健康相談事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 保育コーディネーター配置事業	市内全域

## 2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら、次のとおり量を見込み、提供体制を確保していきます。

(全市域)

	27年度					28年度					29年度																																																	
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強い 保育認定		【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強い 保育認定		【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強い 保育認定		【3号】 保育認定																																											
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																																								
①量の見込み	6,801	2,418	6,616	2,015	4,328	6,789	2,414	6,616	1,979	4,224	6,726	2,392	6,495	1,946	4,156																																													
	9,219					9,203					9,118																																																	
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設					11,240					6,336					1,796					4,280					11,240					6,746					2,096					4,480																			
	前年度提供量					—					—					410					300					200					—					30					10					30														
②-①	2,021		▲282 (▲410)		▲219 (▲300)		▲48 (▲200)		2,037		130 (▲30)		117 (▲10)		256 (▲30)		2,122		281 (▲50)		160		354																																					
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					410					300					200					—					30					10					30					—					50					—					—				
	地域型保育事業					—					—					—					—					—					—					—					—					—					—					—				

点線囲み部分は、14地域ごとの整備の必要な量の積み上げ

	30年度					31年度																																							
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強い 保育認定		【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強い 保育認定		【3号】 保育認定																																		
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																														
①量の見込み	6,655	2,367	6,364	1,910	4,088	6,574	2,338	6,235	1,873	4,015																																			
	9,022					8,912																																							
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設					11,240					6,776					2,106					4,510					11,240					6,826					2,106					4,510				
	前年度提供量					—					50					—					—					60					—					1									
②-①	2,218		462 (▲60)		196		422 (▲1)		2,328		651		233		486																														
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—					60					—					1					—					—					—					—				
	地域型保育事業					—					—					—					—					—					—					—					—				

※「全市域」については、各地域ごとの積み上げとなるため、「②-①」欄は、標記上の数値が一致していない箇所がある。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望される保護者の方は、利用のための認定を受けていただきます。以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっています。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先：幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績	
延長保育促進事業 (時間外保育事業)	①量の見込み	2,114人	2,288人	2,302人	2,311人	2,323人	1,922人	
	②確保方策	2,114人	2,288人	2,302人	2,311人	2,323人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
放課後児童健全育成事業	低学年 (小1-3)	①量の見込み	5,193人	5,212人	5,278人	5,270人	5,265人	4,155人
		②確保方策	4,846人	5,014人	5,179人	5,232人	5,265人	
		②-①	▲ 347人	▲ 198人	▲ 99人	▲ 38人	0	
	高学年 (小4-6)	①量の見込み	917人	921人	931人	926人	925人	67人
		②確保方策	285人	420人	604人	745人	925人	
		②-①	▲ 632人	▲ 501人	▲ 327人	▲ 181人	0	
子育て短期支援事業	ショートステイ	①量の見込み	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日	888人日
		②確保方策	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日	
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	トワイライト	①量の見込み	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日	0人日
		②確保方策	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日	
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
新生児・妊産婦訪問指導事業、 こんにちは赤ちゃん事業	①量の見込み	5,471人	5,409人	5,346人	5,271人	5,193人	5,593人	
	②確保方策	5,471人	5,409人	5,346人	5,271人	5,193人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	440人	432人	425人	417人	409人	387人	
	②確保方策	440人	432人	425人	417人	409人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
地域子育て支援拠点事業 (すこやか子育て交流館管理運営事業等)	①量の見込み	581,004人	569,112人	559,704人	549,972人	539,808人	310,734人	
	②確保方策	426,000人	453,000人	528,000人	539,000人	540,000人		
	②-①	▲ 155,004	▲ 116,112	▲ 31,704	▲ 10,972	192人		
一時預かり事業 (幼稚園等・1号認定)	①量の見込み	17,869人日	17,862人日	17,535人日	17,183人日	16,832人日	実績なし	
	②確保方策	17,869人日	17,862人日	17,535人日	17,183人日	16,832人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
一時預かり事業 (幼稚園等・2号認定)	①量の見込み	603,619人日	603,377人日	592,354人日	580,463人日	568,606人日	実績なし	
	②確保方策	603,619人日	603,377人日	592,354人日	580,463人日	568,606人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
一時預かり事業 (その他)	①量の見込み	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日	44,325人日	
	②確保方策	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
病児・病後児保育事業	①量の見込み	9,519人日	10,300人日	10,362人日	10,403人日	10,455人日	6,337人日	
	②確保方策	8,400人日	9,000人日	9,600人日	10,200人日	10,800人日		
	②-①	▲ 1,119	▲ 1,300	▲ 762	▲ 203	345		
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	5,597人日	5,583人日	5,590人日	5,569人日	5,534人日	5,536人日	
	②確保方策	5,597人日	5,583人日	5,590人日	5,569人日	5,534人日		
	②-①	0	0	0	0	0		
妊婦健康診査・健康相談事業	①量の見込み	65,503人日	64,741人日	63,832人日	62,888人日	61,979人日	68,259人日	
	②確保方策	65,503人日	64,741人日	63,832人日	62,888人日	61,979人日		
	②-①	0	0	0	0	0		
保育コーディネーター配置事業 (利用者支援に関する事業)	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	2か所	
	②確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所		
	②-①	0	0	0	0	0		



#### 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

##### (1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

また、増大する保育需要に対して、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であると考えています。

そのようなことから、本市における認定こども園の整備については、特に幼保連携型認定こども園は市が認可権を有することから、児童福祉法に基づく「鹿児島市保育所等整備計画」において待機児童解消策の一つとして掲げることとしており、ニーズ調査結果や保育量の提供体制とのバランスを考慮しつつ、整備を進めます。

また、県が認定権を有する幼稚園型認定こども園についても、整備計画との調和を図るとともに、県と連携した取り組みを行います。

なお、移行にあたって必要となる施設整備につきましては、国の補助金等を活用し、支援を行います。

##### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図っていきます。

### (3) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

地域型保育事業と保育所等との連携については、地域型保育事業に連携施設を設定し、保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、保育所等から小学校への接続については、幼・保・小連絡会等を通じ、連携の推進に努めていきます。

## IV 施策の展開

### 1 施策の体系

#### (1) 地域における子育て支援

- ① 地域における子育て支援サービスの推進
- ② 保育サービスの推進
- ③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携
- ⑥ 民生委員・児童委員との協働
- ⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

#### (2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

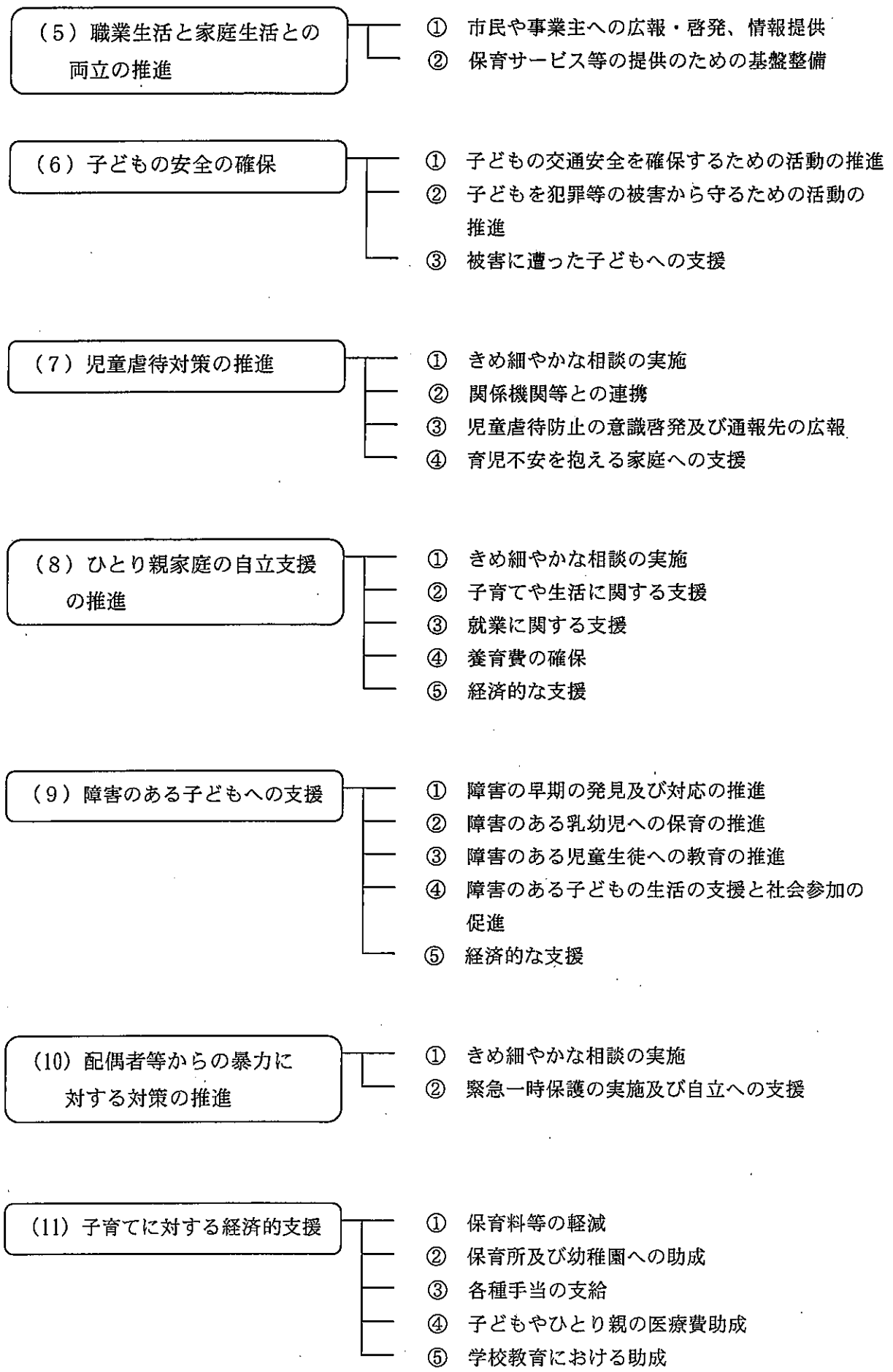
- ① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発
- ② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 小児保健医療の推進
- ⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進
- ⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実

#### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次世代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ① 良質な住宅の確保
- ② 良好な居住環境の確保
- ③ 安全な道路交通環境の整備
- ④ 安心して外出できる環境の整備
- ⑤ 安心・安全のまちづくりの推進等



## 2 施策の概要

### (1) 地域における子育て支援

地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活基盤であり、そこに住む人々が協力して子どもを見守るという機能を果たしてきました。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスを推進するとともに、学校の余裕教室など公共施設の余裕空間の子育て分野への活用や町内会、母親クラブなど市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

#### ① 地域における子育て支援サービスの推進

共働き家庭等を含めたすべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

#### ② 保育サービスの推進

多様な保育需要に対応して、広く市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

#### ③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

#### ④ 子どもの健全育成

近年の都市化・核家族化等の進行による子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを目的として、地域において子どもの健全育成を推進します。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を推進します。

#### ⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、校区公民館、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援

の推進を図ります。

#### ⑥ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

#### ⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

母親クラブの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

### (2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や10代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

#### ① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来のよい親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

#### ② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供に努めるとともに、安全性を確保しつつ、満足できる出産について、妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

#### ③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するとともに、未熟児など親にとって育てにくい要素を持つ子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

#### ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

#### ⑤ 食育の推進

「第二次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

#### ⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

#### ⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

#### ⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊治療に関する相談などの推進を図ります。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の実施など教育内容・方法の改善が図られるような施策を推進します。

また、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園を含みます。

### ① 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、広報・啓発に努めます。

### ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開するなかで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

### ③ 家庭や地域の教育力の向上

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進を図りながら、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

### ④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や子どもの遊びの場である公園緑地の拡大に努めます。

また、安心して子どもと外出ができるように公共施設に子ども用の設備の設置を促進するとともに、妊産婦や子どもが安心して安全に通行できる道路交通環境の整備に努めます。

### ① 良質な住宅の確保

建替等にあたっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。また、子どものいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

### ② 良好な居住環境の確保

住みよい環境づくりと地域活動の活性化を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりや、省エネルギー建材等の使用に関する情報提供を行い、環境共生住宅の普及に努めます。



### ③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

### ④ 安心して外出できる環境の整備

少子高齢化の進行に対応したバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい環境の整備を進めます。

### ⑤ 安心・安全のまちづくりの推進等

犯罪や交通事故、自然災害を未然に防止し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するため、各地区の防犯団体や防犯パトロール隊等への支援を行うとともに、地域の安全確保に関する自主的な活動の促進を図ります。

また、防犯灯の整備を促進し、明るく住みよいまちづくりを推進します。

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和の双方を実現することが必要です。

そのため、保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

### ① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

### ② 保育サービス等の提供のための基盤整備

保育所等整備計画に基づく待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

## (6) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との連携、情報交換、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育を推進します。

### ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

### ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

### ③ 被害に遭った子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

## (7) 児童虐待対策の推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

### ① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

### ② 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

④ 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

(8) ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が増加しており、また、ひとり親家庭の貧困率が50%を超えている中で、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に努めます。

このようなことから、自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。

① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

③ 就業に関する支援

雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各方面から支援を行います。

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

## ⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

## (9) 障害のある子どもへの支援

障害のある子ども及び保護者に対する早期からの相談・療育・援助及び健全児との統合保育により、障害のある子どもの健全な発達を支援します。

また、身近な地域で安心して生活できるようにするとともに、保護者の悩み解消と障害の軽減・自立の促進が図れるような施策を推進します。

### ① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

### ② 障害のある乳幼児への保育の推進

保育所や幼稚園等において、障害児保育を推進します。

### ③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

### ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

## ⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

## (10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

配偶者等に暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女共同参画を妨げることとなります。

また、その暴力や言動を見聞きする子どもに与える影響は、大きいものがあります。

このような状況を改善するため、配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めるとともに、関係機関と密接に連携して被害者を支援する体制を整えます。

### ① きめ細やかな相談の実施

配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

### ② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

## (11) 子育てに対する経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な負担もさることながら、保育料や教育費などの経済的負担は大きなものがあるため、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

このことは、子どもの貧困対策にも資するものとなります。

### ① 保育料等の軽減

保護者の経済的負担を減らすため、保育所等の保育料を国が定める基準より軽減し、私立幼稚園保育料の補助を行うとともに、保育所等の利用に必要な物品の購入等に要する費用を助成します。

また、保育所や私立幼稚園等に入所する第3子以降の子どもを有する世帯の経済的負担を軽減します。

② 保育所及び幼稚園への助成

職員の資質向上と保育・教育内容の向上を図るため、私立保育所や私立幼稚園に助成します。

③ 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

④ 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

⑤ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。